

省 令

○法務省令第五号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十九条の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月九日

法務大臣 上川 陽子

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令（平成三十一年法務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p><b>附則</b></p> <p><b>第六条</b> この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則第二十條の二の特定技能の在留資格をもつて本邦に在留した期間には、次に掲げる活動のいずれかを指定されて特定活動の在留資格をもつて在留した期間を含むものとする。</p> <p>【一～三 略】</p> <p>四 特定技能の在留資格をもつて在留することを希望する者が、本邦の公私の機関との契約に基づいて、当該機関の業務に従事する活動</p> <p>〔2 略〕</p>	<p><b>附則</b></p> <p><b>第六条</b> この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則第二十條の二の特定技能の在留資格をもつて本邦に在留した期間には、次に掲げる活動のいずれかを指定されて特定活動の在留資格をもつて在留した期間を含むものとする。</p> <p>【一～三 同上】</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔2 同上〕</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月九日

農林水産大臣 野上浩太郎

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別表第 1（第 1 条関係）</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飼料一般の製造の方法の基準</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>チ アルカリ性プロテアーゼ(その 3) は、豚及び鶏を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。</p> <p>ツ～ト (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>別表第 1（第 1 条関係）</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飼料一般の製造の方法の基準</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>チ アルカリ性プロテアーゼ(その 3) は、鶏を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。</p> <p>ツ～ト (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第十一号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第五号ロの規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月九日

経済産業大臣 梶山 弘志

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p><b>第三条</b> [略]</p> <p>3 前項第一号から第三号までに掲げる一の需要場所（以下この条において「<b>原需要場所</b>（<b>という。</b>）において、災害による被害を防止するための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、電気工作物の設置及び運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置に伴い必要な設備であつて、次の各号に掲げる要件を満たす設備（当該設備を使用するために必要な電灯その他の付随設備を含む。）が設置されている場所を含む必要最小限の場所（以下この項において「<b>特例需要場所</b>（<b>という。</b>）については、当該設備の設置に際し、当該</p>	<p><b>第三条</b> [略]</p> <p>2 [新設] [略]</p>